



大阪大学ハラスメント相談室

第15号 平成30年9月

# ハラスメント相談室だより

9月です。過ごしやすい秋がやってきました。みなさんいかがお過ごしですか。ハラスメント相談室だより第15号の発行です。

## ハラスメント相談員研修会を実施しました。

6月19日（火）に豊中キャンパス、29日（金）に吹田キャンパスにてハラスメント相談員研修会を実施しました。初めにハラスメント相談室の藤原敏道室長から本学の相談体制について説明があり、続いて同相談室専門相談員の濱田助教が、本学におけるハラスメントとその相談の傾向、相談対応についての留意点・注意点等について講義しました。受講者にはグループごとに架空事例を用いたケースワークにも取り組んでいただき、感じたことや気づいたことを発表していただきました。実際に相談を受けることの難しさを多くの方が感じ取られ、どのように相談者に寄り添うことができるかを真剣に討議されていました。今後も毎年研修会を行う予定ですので、日ごろ相談を受ける立場にある方は是非ご参加ください。

## コラム 相談員からちょっとひとこと

日本でハラスメントという言葉が広まったのは、1989年福岡セクシュアル・ハラスメント裁判の影響が大きいと思います。「これまで当たり前のように何気なく行われてきた女性に対する行為や発言がセクハラになる」というインパクトは大きく、その年の流行語大賞にも選ばれるほどでした。

その後、「アカデミック・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」…等の言葉が登場し、「ジェンダー・ハラスメント」「モラル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」「アルコール・ハラスメント」「レイシャル・ハラスメント」…最近では「家事ハラ」「スメハラ」という言葉も論争(?)になったり、ちょっと検索してみると何十種類もの「〇〇ハラ」が一覧表になり解説されていたりもします。良い悪いは別にして、受け手にとって「これまで当たり前のように何気なく行われてきた行為や発言」に対する苦痛や不快感を言い表すのに「ハラスメント」という言葉がしっくりくるのでしょうか。

一方で、「ハラスメントだ」と言われた側、または相談、対応を求められた側は、「ハラスメント」という言葉に身構えてしまうことが多いかもしれません。ハラスメントを訴える（相談する）人の多くは、「今まで我慢してきたこの苦痛な状況の改善を」と思っているのに、受け止める側は「ハラスメントか、否か」に囚われてしまう…。私がこれまで経験した「問題がこじれてしまう」パターンの多くは、この最初のボタンの掛け違いにより、訴えた人の苦痛が置き去りにされることによってもたらされているように思います。相談の現場から見ればむしろ、苦痛な出来事・状況に対して、相手側、周囲がどう受け止め、対処するか、に、「ハラスメント」となるかどうかの分かれ道があるようなケースも多く存在します。そういう意味では、「ハラスメントか、否か」の前に、その人の苦痛に耳を傾けること、そのこと自体がハラスメント防止につながっていることもあるのだと思います。

大阪大学ハラスメント相談室 （秘密厳守）

豊中地区 06-6850-5029（ハラスメント全般）  
06-6850-6006（アカデミック・パワー等ハラスメント）  
吹田地区 06-6879-7169（ハラスメント全般）  
箕面地区 072-730-5112（ハラスメント全般）  
大阪大学HP [http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention\\_sh](http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh)



大阪大学  
「ワニ博士」

編集・発行 大阪大学総務部ハラスメント対策事務室

〒565-0871 吹田市山田丘1-1 Email: [soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp](mailto:soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp)